第11回総会議事録

1，開催日時	開 会	令和２年１月24日(金)午後１時30分		議長	佐　藤　清　悦	
	閉 会	令和２年１月24日(金)午後１時54分				
2，開催場所	山田町役場　２階　特別会議室					
3，出席委員	議席番号	氏　　名	出欠	議席番号	氏　　名	出欠
［出席者数］	1	中　村　あ　づ　子	○			
出席　７人	2	瀬　川　智　宏	○			
欠席　０人	3	芳　賀　惣　衛	○			
欠員　０人	4	平　澤　義　浩	○			
［凡　例］	5	小　林　隆　広	○			
出席　○	6	佐　々　木　　茂	○			
欠席　／	7	佐　藤　清　悦	○			
不応召　×						
4，職務の為会議場に出席した者の指名	職名	氏　　名		職名	氏　　名	
	局長	川　口　徹　也		次長	長　嶺　泰　弘	
	主事	小　林　徹		主事	篠　山　幸　男	
5，会議書記	主事	小　林　徹				
6，議事録署名人	議席番号	氏　　名		議席番号	氏　　名	
	4	平　澤　義　浩		6	佐　々　木　茂	
7，議事内容	別添のとおり					

7,議事内容

―議　決　事　項―

議　　案　　等		議 決 状 況	
議案番号等	議　　案　　等　　名	付議	可決
議案第 33 号	農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について	1	1
議案第 34 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）	1	1
議案第 35 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業に係る利用権貸借）	3	3
議案第 36 号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見について（利用権貸借）	3	3

８,会議の概要

○議長（佐藤　清悦）
ただいまから、令和2年1月開催、第 11 回山田町農業委員会総会を開会いたします。
慣例によりまして、山田町農業委員会憲章を朗読いたしますのでご起立お願いいたします。

（憲章朗読）

○議長（佐藤　清悦）
日程に入る前に、事務局は、前回総会以後の委員の活動状況の報告をお願いいたします。

○事務局次長（長嶺　泰弘）
議長。

○議長（佐藤　清悦）
はい、事務局。

○事務局次長（長嶺　泰弘）

（活動状況報告）

○議長（佐藤　清悦）
ただいまの出席委員数は７名で、全員出席していますので、総会は成立しております。
日程第１、議事録署名委員の指名を行います。山田町農業委員会会議規則第 13 条の規定により当職において指名してよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤　清悦）
異議なしと認め議事録署名委員に、４番 平澤委員と６番 佐々木会長職務代理者を指名いたします。

（「はい」の声あり）

次に、日程第２、議案第 33 号　農地法第５条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。
事務局は、説明をしてください。

○事務局主事（小林　徹）

議長。

○議長（佐藤　清悦）
はい、事務局。

○事務局主事（小林　徹）

（議案第 33 号説明）

○議長（佐藤　清悦）
次に現地調査の結果報告をお願いいたします。４番。

○４番（平澤　義浩）
議長。

○議長（佐藤　清悦）
はい、４番。

○４番（平澤　義浩）
それでは、農地法第５条の現地調査結果を報告いたします。
番号１の現地調査は、午前９時から山田柳沢地区の申請地で行いました。立会人は、地区担当の齋藤清利委員と譲受人と譲渡人の代理人です。境界は、申請人の説明で確認できました。現況は、すでに雑種地となっており、土地区画整理事業施行地域内であることから原則許可となっている場所であるため、なんら問題がないと判断し、許可相当とみてまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤　清悦）
本案について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤　清悦）
なしという声がありましたので、議案を採決いたします。
本案を原案のとおり決定してよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤　清悦）
ご異議なしと認めます。よって議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３、議案第 34 号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）　を議題といたします。
事務局は、説明をしてください。

○事務局主事（小林　徹）
議長。

○議長（佐藤　清悦）
はい、事務局。

○事務局主事（小林　徹）

（議案第 34 号説明）

○議長（佐藤　清悦）
次に現地調査の結果報告をお願いいたします。４番。

○４番（平澤　義浩）
議長。

○議長（佐藤　清悦）
はい、４番。

○４番（平澤　義浩）
それでは、利用権設定の現地調査結果を報告いたします。
番号１の現地調査は、午前 10 時 30 分から織笠白石地区の申請地で行いました。立会人は、地区担当の中村光雄委員と借受人と、貸付人です。土地の境界は、借受人の説明で確認できました。現況は田で、何ら問題がないと判断しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤　清悦）
本案について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤　清悦）
なしという声がありましたので、議案を採決いたします。
本案を原案のとおり決定してよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤　清悦）
　ご異議なしと認めます。よって議案第 34 号は原案のとおり可決されました。
　次に、日程第４、議案第 35 号　農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業に係る利用権貸借）　を議題といたします。
　日程第３については、山田町農業委員会会議規則第 16 条の規定により、山田町農林課職員が補足説明をしますので、関係職員を同席させます。

（農林課職員入室）

○議長（佐藤　清悦）
　事務局は説明をしてください。

○事務局主事（小林　徹）
　議長。

○議長（佐藤　清悦）
　はい、事務局。

○事務局主事（小林　徹）

（議案第 35 号説明）

○議長（佐藤　清悦）
　次に、山田町農林課職員から補足説明をお願いいたします。

○農林課主事（貫洞　翔太）
　議長。

○議長（佐藤　清悦）
　はい。農林課。

○農林課主事（貫洞　翔太）
　補足としまして、番号１の農地についてですが、利用権を設定する者は申請者、利用権の設定を受ける者は公益社団法人岩手県農業公社となっております。期間は本人の意向で５年間となっております。番号２の農地についてですが、利用権を設定する者は申請者、利用権の設定を受ける者は公益社団法人岩手県農業公社となっております。期間は 10 年間で賃料は 1,000 円となっております。土地料として申請者に 1,000 円支払われ、担い手の方から 4,000 円が賦課金として改良区に支払われることになっております。番号３の農地についてですが、利用権

を設定する者は申請者、利用権の設定を受ける者は公益社団法人岩手県農業公社となっております。期間は10年間で賃料は０円となっており、地権者と担い手の間で物納での契約となっております。農林課からの説明は以上です。

○議長（佐藤　清悦）
　ありがとうございます。次に現地調査の結果報告をお願いいたします。４番。

○４番（平澤　義浩）
　議長。

○議長（佐藤　清悦）
　はい、４番。

○４番（平澤　義浩）
　それでは、農地利用集積計画についての現地調査結果を報告いたします。
　番号１の現地調査は午前11時30分から船越大浦地区で行いました。境界は農林課の貫洞主事の説明で確認できましたし、何ら問題がないとみてまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
　番号２の現地調査は午前９時 40 分から豊間根木戸口地区で行いました。境界は農林課の貫洞主事の説明で確認できましたし、何ら問題がないとみてまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
番号３の現地調査は午前10時50分から織笠轟木地区で行いました。境界は農林課の貫洞主事の説明で確認できましたし、何ら問題がないとみてまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤　清悦）
　本案について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤　清悦）
　なしという声がありましたので、議案を採決いたします。
　本案を原案のとおり決定してよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤　清悦）
　ご異議なしと認めます。よって議案第35号は原案のとおり可決されました。
　次に、日程第５、議案第 36 号　農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用

配分計画案に対する意見について（利用権貸借）　を議題といたします。
事務局は説明をしてください。

○事務局主事（小林　徹）
　議長。

○議長（佐藤　清悦）
　はい、事務局。

○事務局主事（小林　徹）

（議案第 36 号説明）

○議長（佐藤　清悦）
　次に、山田町農林課職員から補足説明をお願いいたします。

○農林課主事（貫洞　翔太）
　議長。

○議長（佐藤　清悦）
　はい。農林課。

○農林課主事（貫洞　翔太）
　補足としまして、農地については先ほど集積で承認いただいた場所です。利用権を設定する者はすべて農業公社で、船越の農地については利用権の設定を受ける者は担い手となっております。期間は５年間で賃料は 5,000 円となっております。続きまして豊間根の農地ですが、利用権の設定を受ける者は担い手となっております。期間は 10 年間で賃料は 1,000 円となっております。つづきまして織笠の農地ですが、利用権の設定を受ける者は担い手となっております。期間は 10 年間で賃料は０円となっており物納での契約となっております。農林課からの説明は以上です。

○議長（佐藤　清悦）
　ありがとうございます。次に現地調査の結果報告をお願いいたします。４番。

○４番（平澤　義浩）
　議長。

○議長（佐藤　清悦）
　はい、４番。

○４番（平澤　義浩）
　それでは、農地利用配分計画案に対する意見についての現地調査結果を報告いたします。
　番号１、番号２、番号３とも先ほどの集積があった場所と同じです。境界は農林課の貫洞主事の説明で確認できましたし、何ら問題がないとみてまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤　清悦）
　本案については、小林委員が利害関係人となっております。
　農業委員会等に関する法律第 31 条第１項の規定により、議事に参与できません。小林委員はここで退席していただきます。

（小林委員退席）

○議長（佐藤　清悦）
　本案について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（佐藤　清悦）
　なしという声がありましたので、議案を採決いたします。
　本案を原案のとおり決定してよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤　清悦）
　ご異議なしと認めます。よって議案第 36 号は原案のとおり可決されました。
　小林委員を入室させてください。

（小林委員入室）

○議長（佐藤　清悦）
　小林委員に報告いたします。
　議案第 36 号は原案のとおり可決されました。
　ここで、農林課職員を退席させます。

（農林課職員退席）

　以上で本日の議事日程を終わります。来月の予定をお知らせいたします。

現地調査は２月 18 日火曜日午前９時から予定しております。
調査委員は、５番　小林委員にお願いいたします。
総会は、２月 25 日、火曜日、午後１時 30 分から、役場２階　特別会議室で開催いたします。
これをもちまして第 11 回山田町農業委員会総会を終了いたします。
お疲れ様でございました。